

岩手県告示第248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画施設（下水道）
- 2 都市計画を変更した土地の区域 変更なし（別紙図面のとおり。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部下水環境課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。